

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	丸森町	(都道府県: 宮城県)
本事業の担当部局名	子育て定住推進課	

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援 (都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	丸森町結婚新生活支援事業		新規 / 継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	令和 4 年度	
対象経費支出予定額 (注)1	1,200,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け (注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) 全事業共通 < 地域の実情と課題 > 本町において、少子高齢化による人口減少は最重要課題である。本町の出生率は全国平均を下回る状況にあり、近年の出生数も令和3年29名、令和4年34名、令和5年29名と低迷している。婚姻件数は令和2年20件、令和3年21件、令和4年25件と微増ではあるものの依然として低い傾向にあり、結婚率は2.1と宮城県平均3.7を大きく下回る状況である。 このような現状から、出生数の増加には、子育て支援に加え、結婚を希望する町民が希望する年齢で結婚できるよう町が支援する体制が必要である。また、過疎化に伴い小児科医及び産婦人科医の不在等による本町での出産や子育てに対する子育て世代の不安を解消するための相談・支援体制の整備や充実を図り、安心して生み育てられるような支援体制と地域との連携が不可欠である。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) < 当年度の少子化対策の全体像 > 全事業共通 本町では、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」のもと、「こどもの未来を全力応援！丸森町」をキャッチフレーズに掲げ、地域が一丸となっても安心して生み育てられるよう、丸森の大人たちへ向けた「こども全力応援宣言」、妊産婦や子育て家庭向けに思いやり駐車場整備やトイレへのベビーキープ設置などを実施し、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい地域づくりと気運の醸成に取り組んでいる。また、昨年度実施した結婚支援等のアンケート調査結果を基に、婚姻数増と支援事業の認知アップに向けて継続的に取り組むとともに、子育て世代に寄り添った伴走支援を継続して行うことで保護者の子育てに関する不安や悩みを解消できる環境を整備する。 < 本個別事業の位置付け > 「第五次丸森町総合計画」の重点プロジェクトの1つ「子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進する。」として、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を進めている。この計画においては、親が「子どもを生み育てたい」と思えるようなまち、そして子どもたちが、将来「丸森で生まれ育って良かった」と思えるようなまちをつくることを基本理念に掲げ、重点的に取り組むべき事項として 認定こども園運営支援、子どもの居場所づくりの推進、子育て世代の経済的負担の軽減、子育てに関する情報提供体制の強化、子どもの「生きる力」を養う教育・保育の充実の5つを選定している。本個別事業は、子育て世代の経済的負担の軽減に位置付けられ、若者の町内定住促進と少子化の進展に歯止めをかけるため事業を推進していく。				
	1. 概要 【補助対象要件】				
・所得要件	☐	夫婦の合計所得が500万円未満	☒	自治体独自基準の場合	500万円未満と500万円以上に区別し、補助額を設定 要件緩和分は一般財源対応
・年齢要件	☐	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☒	自治体独自基準の場合	夫婦ともに婚姻日における年齢が45歳未満の世帯 要件緩和分は一般財源対応
【補助上限額】					
29歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が60万円	☒	自治体独自基準の場合	所得が500万円未満の場合は60万円 所得が500万円以上の場合は30万円 夫婦の所得に関係なく、新生活準備費用として5万円を上乗せして支給 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で対応する。
39歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が30万円	☒	自治体独自基準の場合	所得が500万円未満の場合は30万円 所得が500万円以上の場合は20万円 夫婦の所得に関係なく、新生活準備費用として5万円を上乗せして支給 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で対応する。
個別事業の内容	【対象費目】				
	☒ 家賃	☒ 住宅購入費用	☒ リフォーム費用	☒ 引越費用	

(注) 3	【継続補助】 継続補助規定の有無	有									
	【その他独自要件】		・年齢が40歳以上45歳未満の夫婦 補助上限額20万円 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で対応する。 ・町内への定住要件 補助金受領後3年 ・夫婦のいずれにも市町村民税等の滞納がないこと。								
2. 申請見込											
新規世帯見込		2	世帯								
上記のうち		ともに29歳以下	1								
		その他	1								
			世帯 世帯								
【世帯数積算根拠】											
申請見込については、令和5年度の当事業における支給見込を引用。											
		(参考) 【令和5年度申請状況】 <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2">実施中</th> </tr> <tr> <td>申請世帯数見込</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>～12月(実績)</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>1月～3月(見込)</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table>		実施中		申請世帯数見込	2	～12月(実績)	0	1月～3月(見込)	2
実施中											
申請世帯数見込	2										
～12月(実績)	0										
1月～3月(見込)	2										
【金額積算根拠】											
< 上限額 >		< 積算 >									
(29歳以下)	1 世帯 ×	600,000 円 =	600,000 円								
(その他)	1 世帯 ×	300,000 円 =	300,000 円								
		(継続補助)	300,000 円								
		左記上限額のとおり									
3. 広報の実施予定											
町広報誌・ホームページ・SNSでの周知、戸籍・住民票受付窓口チラシを配架する。また、戸籍・住民票担当部署と連携し、婚姻届を受理したタイミングで町のお役立ち情報セットを新婚世帯に配付する。可能な場合は、結婚新生活支援事業担当者が当事業について直接説明する。											

(注)

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の～を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、は記載不要

3 「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は、少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における

過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として、直前年度の「会員登録数」、「引き合わせ成立者数」、「カップル成立組数」、「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。